

令和5年第4回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和5年4月27日)

召集年月日 令和5年4月27日(木)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和5年4月27日 午後3時55分

閉会 令和5年4月27日 午後4時28分

出席委員(11名)

2番 松尾豊(会長)	3番 渡邊典子	5番 桑田一広
6番 森和哉	7番 谷口新市	8番 松尾光繁
9番 松井厚雄(職務代理)	10番 早川直助	11番 塩野鐘吉
12番 小原悟	13番 古池洋子	

欠席委員(3名)

1番 細川正博
4番 岩崎誠一
14番 國久博一

出席事務局

次長 門野幸文 書記 藤原昭洋
林亜久里
中塚淳子

提出議案

議案第14号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第15号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議について

報告第1号 事業計画(転用許可不要案件)について

次 長 皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和5年第4回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
1番 細川委員、4番 岩崎委員、14番 國久委員の
3名より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいてお
ります3議案及び1報告を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさ
つをいただきたいと存じます。
会長、よろしく願いいたします。

会 長 本日は、令和5年第4回おおい町農業委員会を招集さ
せて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、
ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いた
だきますようよろしく願い申し上げます。

[開 会]

議 長 それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農
業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたしま
す。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせ
て頂きます。

[日程 1]

議 長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります
が、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょ
うか。

(異議なし)

議 長 それでは 6番 森委員さんと 12番 小原委員さん
を指名いたします。

[日程 2]

議 長 日程2 議案第14号 農地法第3条第1項の規定によ
る農地の所有権移転許可申請審議について を議題といた

します。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次 長 はい、議長。
議案第14号は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第14号資料説明)
申請地は、譲受人の自宅近くにある農地で、現在営農している譲受人が取得したいとのことから、今回の申請をされました。譲受人である〇〇氏が引き続き、畑として使用される計画です。
許可基準は資料3ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松井委員 はい、議長。
こちらは21日に岩崎委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は譲受人の〇〇氏の自宅近くであり、引き続き〇〇氏が営農できると確認いたしましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第14号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

松尾会長 私も関係しているので説明させていただきます。
 〇〇〇〇〇氏が所有する農地でしたが、きょうだい相
 続放棄された。しかしながら、この農地には抵当権が設定
 されており、基盤整備するにあたって農地中間管理機構に
 預けるには所有権の問題が出てきたので、抵当権者である
 〇〇〇〇〇氏に所有権移転するに至りました。

松井委員 この農地は合筆してさらに大きくするのか。

議 長 合筆して一町くらいにする。

議 長 ほかにご意見、ご質問がないようですので、議案第15
 号について、賛成の方の挙手を求めます。

 (賛成者挙手)

議 長 賛成多数でございますので、日程3 議案第15号 農
 地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請
 審議については、原案どおり許可するものと決定いたしま
 す。

[日程 4]

議 長 日程4 議案第16号 農地法第5条第1項の規定によ
 る農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議について
 を議題とします。

 議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長
 議案第16号は、〇〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地に、
 娘である〇〇〇〇〇氏が、駐車場として使用するため転用
 する申請であります。
 詳細は、書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
 (議案第16号資料説明)
 借人の〇〇〇〇〇氏は、貸人の〇〇〇〇氏の娘です。両親
 と共に住む自宅をリフォームするのに併せて、資料10ペ

ージのとおり、不足していた駐車場を整備される計画です。

なお、当該農地の一部を駐車場として既に使用していたとのことで、申請書に始末書が添付されております。

この申請地の農地区分につきましては、土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、第1種農地に該当します。今回の自身の駐車場整備は、地域住民である申請者の日常生活上必要な施設であるため、転用基準に合致すると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

松井委員 　　はい、議長。
こちらも21日に岩崎委員と現地を確認いたしました。
事業計画では新たな土地の造成はなく、周囲の営農への影響はないものと考えます。また、当該農地は申請人に必要な施設として駐車場を整備する計画であることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
ただいま事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、議案第16号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 　　挙手全員でございますので、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものとしたします。

[日程 5]

議長 　　日程5 報告第1号 事業計画について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。
報告第1号は、〇〇〇および〇〇の申請地におおい町が行う道路拡幅のために転用するものです。
詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長。

(議案朗読)

資料13ページをご覧ください。報告第1号は、農地法第5条第1項第5号で定める「土地収用法その他の法律によって農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合」に該当し、転用許可不要の場合となります。具体的には、その下に記載の土地収用法のとおりです。今回の案件は、道路法による道路の拡幅にあたります。くだものがかりの来園者が大型バスで利用するための道路拡幅です。

なお、道路拡幅工事は10月末まで行う予定とのことです。

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

塩野委員 今後、道路として管理されるのか。

次長 道路拡幅工事が終わりましたら、分筆登記をしまして公衆用道路という地目が変わり、町が道路として管理することになります。

議長 それでは、ほかにご意見・ご質問がないようですので、これもちまして上程した全ての日程を終了し、令和5年第4回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。